

千葉市議会規則第 号

千葉市議会会議規則の一部を改正する規則

千葉市議会会議規則（昭和42年千葉市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

第61条の2 議員は、前条第1項の規定による質問の機会がない場合に、執行機関に対し文書で質問することができる。

2 前項の質問は、簡明な主意書を作り、議長に提出しなければならない。

3 質問主意書は、議長が答弁書の提出の期日を指定して、これを執行機関に送付する。

4 議長は、質問主意書及び答弁書の写しを議員に配布し、会議録に掲載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

〜〜

議 案 説 明

文書による質問の制度を導入するため、規則の一部を改正しようとするものであります。